

横須賀市（環境部・経営企画部）

8市同時発表
（横浜市、川崎市、横須賀市、鎌倉市、
藤沢市、逗子市、大和市、町田市）

風水害時に発生する災害廃棄物の迅速かつ円滑な処理等に向けて 8市で体制を構築し、協定を締結しました！

圏域全体の行政サービスの向上や持続可能な成長を目指す**8市連携市長会議**^(※1)は、**風水害**^(※2)時に発生する災害廃棄物の迅速かつ円滑な処理等に向けて、**相互応援体制を新たに構築しました。また、このことについて、本日8市で協定を締結**しました。

これまで、市民生活の安全安心の向上を図るため、令和6年7月に開催された市長会議での合意に基づき、風水害時の災害廃棄物処理の広域連携について8市で検討を進めてきました。

風水害は、発災直後から災害廃棄物(片付けごみ等)の処理が必要となることや**被害が局地的**という特性から、**近接する基礎自治体同士**が、平時から連携し、**廃棄物の収集・処理作業や人の派遣等を支援し合う**ことで、これまで以上に**迅速な対応が可能**になります。



▲台風19号時に等々力緑地（川崎市）に開設された仮保管場所

(※1)8市連携市長会議

横浜市、川崎市、横須賀市、鎌倉市、藤沢市、逗子市、大和市及び町田市の8市で構成しており、基礎自治体ならではの視点から、水平・対等等の関係で、圏域全体の「行政サービスの維持・向上」、「地域コミュニティの活性化」、「持続可能な成長・発展」等を目指しています。

(※2)風水害

強風及び大雨、高潮、波浪により起こる災害を想定しています。

1 協定名

8市連携災害(風水害)時の災害廃棄物処理に関する相互支援協定書

2 協定の締結日

令和8年3月24日

3 協定の主な内容（別添資料1のとおり）

相互支援の条件、費用負担、平時からの連携など

4 参考（別添資料2のとおり）

令和6年7月30日 今後の8市連携の取組について（8市連携市長会議合意事項）

【問合せ先】

●災害廃棄物処理の相互支援協定に関すること

横須賀市環境部環境政策課 出雲 電話 046-822-8275

●8市連携市長会議に関すること

横須賀市経営企画部都市戦略課 吉田 電話 046-822-8257